

第 1 章



医療計画に関する
基本的事項

第 1 節 計画策定の趣旨

- ◆奈良県の人口が平成 12 年から減少に転じている中で、高齢化は急速に進んでおり、65 歳以上人口は、平成 12 年の約 23 万 9 千人（人口比 16.6%）から、平成 22 年には約 33 万 3 千人（人口比 23.4%）に増加しています。さらに、いわゆる団塊の世代がすべて高齢期に入る平成 27 年頃には県内の 65 歳以上人口は約 38 万 7 千人（人口比 28.7%）に達すると予測されます。
- ◆急速な少子化・高齢化の進展や医療技術の進歩、住民意識の変化など、近年、医療を取り巻く環境は大きく変わっており、その中で、誰もが安心して医療を受けることができる環境整備が求められています。
- ◆特に、食生活や運動習慣等の住民のライフスタイルの変化等による、がん、脳卒中、急性心筋梗塞及び糖尿病等のいわゆる生活習慣病や、精神疾患の増加に対応するため、疾病の発生予防から早期発見や治療、さらにはリハビリテーション、福祉サービスや介護サービスとの連携による在宅療養の支援等、患者に対して切れ目なく医療を提供する必要があります。
- ◆また、医師・看護師等の不足及び偏在の解消、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療及び在宅医療の医療提供体制の構築が求められています。
- ◆平成 20 年 5 月に設立した「奈良県地域医療等対策協議会」においては、分野ごとに現状把握と分析を行い、具体の方策について議論を重ね、その結果を踏まえて、平成 22 年 4 月には第 4 次奈良県保健医療計画を策定しました。
- ◆また、同協議会での検討結果を踏まえて平成 21 年度及び平成 23 年度には地域医療再生計画を策定し、奈良県が抱える様々な医療に関する課題を解決するための各種事業を定め、現在実施しているところです。
- ◆このような状況の中で、厚生労働省より示された指標値などにより改めて現状把握と分析を行い、医療関係者等のご意見を聴きながら検討を行い、課題やその解決策を整理した上、今回、第 5 次奈良県保健医療計画を策定しました。

第2節 基本理念

すべての県民が、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージにおいて必要な医療、介護、福祉のサービスが適切に受けられる体制の構築を目指します。

(1) 奈良県の目指す医療、介護・福祉そして健康づくり

○必要な医療を適切に受けられる体制

- ・ 最初から最後まで切れ目のない医療の提供体制
生まれてから死に逝くまで、あるいは、病気になってから、回復・治療するまで、適切な時期に必要な保健・医療・福祉を切れ目なく提供できる体制を構築します。
- ・ 個々の県民が最適のケアを選択する機会と情報の提供
県民一人ひとりが、どのような保健・医療・福祉を受けることができるのか、必要に応じてわかりやすく整理し提供します。
- ・ 県民が望む最適の医療を継続的に行えるような医療経営
最適な医療が提供できるように、またそれらが継続的に維持できるような医療の経営を実施します。
- ・ 県民が納得できる医療を提供する体制
これらを通じて、県民が納得できるような保健・医療・福祉のあり方を明確にして、それらを提供します。

(2) 具体的な政策目標

○県内の救急患者を断らない病院づくり

- ・ 急病時の困ったときに相談する窓口の運用
- ・ 24時間無理なく対応する医師の勤務体制の確立

○地域の医療に必要な医療従事者を確実に育成し、配置するシステムづくり

- ・ へき地で必要な診療の確保とそれを支援する体制の整備
- ・ 奈良県で良い医師と看護師を育てるキャリアパスと責任体制の確立
- ・ 良い研修のできる病院体制の構築

○県民一人ひとりが、健康づくりに取り組み、加齢や障害にかかわらず、健康でいきいきと暮らす人が増える健康長寿な奈良県を目指す。

- ・ 県民誰もが身近で手軽に目標をもって健康づくりに取り組める体制の整備
- ・ 県民誰もが楽しめるウォーキングからリハビリまでの運動の推進
- ・ 障害者や高齢者が地域で安心して暮らすための福祉施策の充実

第 3 節 計画の性格

- (1) この計画は、医療法第 30 条の 4 に基づく医療計画の内容を含むものであり、本県における医療提供体制の確保を図るための基本的かつ総合的な計画です。
- (2) この計画は、県民の健康寿命の延長を目標として今後策定することとしている「（仮称）なら健康長寿基本計画」における医療分野の計画として位置付けます。
- (3) 周産期医療分野の計画は、周産期医療体制整備計画（目標年次：平成 29 年度）を兼ねるものとします。
- (4) 「奈良県がん対策推進計画」、「奈良県地域医療再生計画」及び「奈良県病院連携・ネットワーク構想」等の関連する計画と密接な連携を取りながら施策の実現を図ります。
- (5) 「奈良県医療費適正化計画」、「奈良県高齢者福祉計画及び第 5 期奈良県介護保険事業支援計画」、「奈良県障害福祉計画」等の関連する保健・福祉・介護等の計画と整合を図り策定しています。
- (6) この計画が、市町村にとっては保健医療行政施策の展開の、医療機関や関連する団体等にとっては今後の活動の、そして県民にとっては本県の医療提供体制の実情を理解し主体的に医療を受けるための、各行動の指針となることを期待するものです。

第 4 節 計画の期間

この計画は、平成 29 年度（2017 年度）を目標年次とします。

なお、保健医療を取り巻く環境の変化等に対応するため、計画期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行うこととします。
